

千葉県立京葉工業高等学校「学校いじめ防止基本方針」

目次

- 第一章 総則（第一条―第五条）
- 第二章 基本的施策（第六条）
- 第三章 いじめの防止等に関する措置（第七条―第九条）
- 第四章 重大事態への対処（第十条）
- 第五章 雑則（第十一条）

第一章 総則

（目的）

第一条 この千葉県立京葉工業高等学校「学校いじめ防止基本方針」は、いじめが、いじめを受けた生徒等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであることに鑑み、生徒等の尊厳を保持するため、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ。）のための対策に関し、基本理念を定め、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的とする。

（定義）

第二条 「いじめ」とは、当該生徒等に対して、一定の人的関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、その行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- ・ 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・ 仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・ 金品をたかられる
- ・ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

（基本理念）

第三条 いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての生徒等に関係する問題であることに鑑み、生徒等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

- 2 いじめの防止等のための対策は、全ての生徒等がいじめを行わず、及び他の生徒に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが生徒の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する生徒の理解を深めることを旨として行われなければならない。
- 3 いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた生徒の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、学校、家庭、地域住民その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

(いじめの禁止)

第四条 生徒は、いじめを行ってはならない。

(学校及び学校の教職員の責務)

第五条 学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、学校に在籍する生徒の保護者、地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、学校に在籍する生徒がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

第二章 基本的施策

(いじめの早期発見のための措置)

第六条 学校は、いじめを早期に発見するため、学校に在籍する生徒に対する定期的な調査その他の必要な措置を講ずるものとする。

(1) いじめ実態調査アンケート等の実施

- | | |
|------------------------------|-------------|
| ア 生徒対象盗難・いじめアンケート | 年2回(5月、10月) |
| イ 保護者対象いじめアンケート | |
| ウ 教育相談を通じた学級担任による生徒からの聞き取り調査 | 年2回(5月、11月) |
| エ 保護者面談 | 年2回(6月、11月) |

(ア) 調査アンケートの内容

学校生活の中でのいじめやインターネットを通じたいじめについて、把握できる質問項目とする。また、いじめに特化することなく盗難や悩みなどの内容と併せていじめについて質問項目を設ける。

(イ) 調査アンケート実施時の留意事項

生徒調査アンケートの実施にあたっては、複数の職員の監督の下に行う。

実施方法については、記名、無記名、持ち帰り等、状況に応じて配慮し実施する。記名調査とする場合は、いじめ加害者が被害者や他の生徒に圧力をかけること等がないよう実施方法に細心の注意を払う。

(2) 巡回指導の実施

昼休み、登下校時等授業時間外の生徒の人間関係を観察する等、日常的いじめの早期発見に取り組む。

ア 全職員・保護者参加による校内外指導 年3回（5月、9月、11月、1月）

イ 生徒指導部職員による校内外指導 年3回（5月、7月、10月）

(3) 保護者や地域の方への働きかけ

ア PTA 会議や保護者会等において、いじめの実態や指導方針などの情報を提供し、意見交換する場を設ける。

イ いじめを理解してもらうための保護者研修会の開催やホームページ、学校だより等による広報活動に努める。

2 学校は、生徒及びその保護者並びに学校の教職員がいじめに係る相談を行うことができる体制を整備するものとする。

(1) いじめ相談体制

生徒達が、教職員や保護者へいじめに係わる相談をすることは、勇気のいる行為である。「チクリ」と言われ、いじめの対象になったり、いじめが助長されたりする可能性があることを充分認識し、その対応に細心の注意を払う。

ア 本人からの相談・訴え

(ア) 心身の安全を保証する。

日頃から、「よく言ってきてくれたね、全力で守るからね」という、姿勢を伝えるとともに、全力で守る手立てを考える。一時的に危険を回避する時間や場所の提供、本人の心のケアに努めるとともに、具体的に心身の安全を保証する

(イ) 事実関係や気持ちを傾聴する。

「あなたを信じているよ」という姿勢で、疑いを持つことなく傾聴する。

イ 周りの生徒からの相談・訴え

(ア) いじめを相談・通報したことにより、その生徒へのいじめが新たに発生することを防ぐため、他の生徒達から目の届かない場所や時間を確保し、相談を真摯に受け止める。

(イ) 話してくれた勇気ある行動を称え、情報の発信元は、絶対に明かさないと伝える。

ウ 保護者からの相談

(ア) 保護者がいじめに気づいた時に、即座に学校に連絡できるよう、日頃から保護者との信頼関係を築くことが大切である。日頃から、生徒の良いところや気になるところ等、学校の様子について連絡しておくことが必要である。

(2) いじめ相談・通報窓口

ア 学校におけるいじめ相談・通報窓口 教育相談委員
(定期的な教育相談週間を設ける)

イ 学校以外はいじめ相談・通報窓口

・千葉県子どもと親のサポートセンター

いじめに関する相談は365日24時間対応(平成26年度現在)

千葉県稲毛区小仲台5-10-2 電話 0120-415-446

電子メール アドレス: saposoudan@chiba-c.ed.jp

・千葉県警察少年センター 千葉市中央区中央4丁目13番28新都市ビル1階

電話 043-201-1308 面接でのご相談: ご予約をお願いします。

電話でのご相談(ヤング・テレホン): 0120-783497(ナヤミヨクナル)

祝祭日を除く月曜から金曜の午前9時00分から午後5時00分まで

・児童相談所

千葉市児童相談所(月曜日～金曜日 午前9時～午後4時30分)

〒261-0003 千葉市美浜区高浜3-2-3 043(277)8880

電話相談 043(279)8080

- 3 インターネットを通じていじめが行われた場合において、いじめを受けた生徒又はその保護者は、いじめに係る情報の削除を求め、又は発信者情報(特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律(平成十三年法律第百三十七号)第四条第一項に規定する発信者情報をいう。)の開示を請求しようとするときは、必要に応じ、法務局又は地方法務局の協力を求めることができる。

第三章 いじめの防止等に関する措置

(学校におけるいじめの防止等の対策のための組織)

第七条 学校は、いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、学校の複数の教職員、その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

(1) いじめ防止委員会

ア 構成員

教頭、生徒指導主事、生徒指導部いじめ防止担当、学年主任、養護教諭、工業科主任、総務部生活安全担当、教育相談担当、人権・道徳教育担当
必要に応じて、その他関係者(生徒代表、保護者代表等)

イ 活動

(ア) いじめの早期発見に関すること(アンケート調査、教育相談等)

(イ) いじめ防止に関すること

(ウ) いじめ事案に対する対応に関すること

(エ) いじめが心身に及ぼす影響、その他のいじめ問題に関する生徒の理解を深めること

ウ 開催

各学期に定例会を行い、いじめ事案発生時は緊急開催とする。

(2) いじめの疑いに係わる事案発生時の緊急会議等

ア 「いじめ防止委員会」の招集

校長、教頭、生徒指導主事、生徒指導部いじめ担当、関係学年主任、担任、
関係学年職員、関係工業科主任

必要に応じて、教育相談担当、養護教諭、部活動顧問等

イ いじめ発生時の報告、連絡

発見者→担任→学年主任→生徒指導主事→教頭→校長
担任→保護者

ウ いじめ対応の流れ

(ア) 「いじめ防止委員会」の招集、いじめられた生徒を徹底して守る、見守る体制を整備する。(登下校、休み時間、清掃時間、放課後等)

(イ) 基本的な流れ

正確な実態把握→指導体制、方針決定→生徒への指導・支援→今後の対応
保護者との連携

エ いじめ加害者や周辺生徒への聞き取り調査に関する留意事項

(ア) 当事者双方、周りの生徒から聞き取り記録する。個々に聞き取りを行う。

(イ) 関係職員と情報を共有し、正確に把握する。ひとつの事象にとらわれず、いじめ全体像を把握する。

(ウ) 聞き取りは、聞き取り時間や場所(環境)、休憩や食事時間等に配慮する。なお、暴言や威圧等の不適切な聞き取りを禁止する。

(エ) いじめの調査結果について被害生徒、保護者へ情報を提供することや、加害生徒、保護者へいじめの事実を通知する。

オ 生徒への指導・支援

(ア) いじめられた生徒に対しては、そのケア(スクールカウンセラー等の活用)や安心して学校に通学するための措置をとる。保護者に対しては生徒の家庭での変化に注意してもらい、些細なことでも相談するように伝える。

(イ) いじめ加害者生徒と保護者には、正確な事実関係を説明すること。いじめられた生徒と保護者の気持ちを伝えると共に、「いじめは決して許されない」という毅然とした姿勢で、事の重大さを認識させる。

(ウ) 周りの生徒達に対しては、当事者だけの問題にとどめず、全体の問題として考え、いじめの傍観者から仲裁者への転換を促す。

(3) いじめ未然防止の取組

集会やホームルームなどをおして、日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」雰囲気学校全体に醸成する。

ア 道徳教育・人権教育の推進

(ア) 道徳教育・人権教育の推進を図り、「自己を大切に他人を思いやる心」・「互い

の人格を尊重しあえる態度」の育成に努める。

- (イ) 「いのちを大切にするキャンペーン」・「いじめゼロ宣言」などで、生徒の「いじめ撲滅」の自発的活動や取組を支援し、「話す勇気」・「止める勇気」の醸成を図る。
- (ウ) インターネットや携帯電話を使用したネットいじめへの対応として、情報モラル教育やサイバー犯罪等の講演会を実施する。
- (エ) いじめに限らず、暴力・暴言などを校内外から排除する指導を展開する。

イ 職員研修会の実施

- (ア) 教育相談的手法の生徒指導研修会などを年2回実施する。
- (イ) 教職員の不適切な認識・言動が、生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることがないように、体罰禁止を含めた不祥事防止研修会を実施する。
- (ウ) 過度の競争意識、勝利至上主義等が生徒のストレスを高める等により、いじめを誘発する問題について配慮する。
- (エ) 生徒指導の機能を重視した「わかる授業」の展開を目指す。「わかる授業」の展開（生徒一人一人に「自己存在感」を持たせる場面や「自己決定」の場面を与えるなどの取組）が自己有用感を高めるなど、いじめの未然防止につながる。

ウ 生徒の取組

- (ア) 「いのちを大切にするキャンペーン」や「いじめゼロ宣言」等のポスター掲示等

(いじめに対する措置)

第八条 学校は、通報を受けたとき又は学校に在籍する生徒がいじめを受けていると思われるときは、速やかに、生徒に係るいじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずるとともに、その結果を学校の設置者に報告するものとする。

- 2 学校は、事実の確認によりいじめがあったことが確認された場合には、いじめをやめさせ、及びその再発を防止するため、学校の複数の教職員、その他の関係者の協力を得つつ、いじめを受けた生徒又はその保護者に対する支援及びいじめを行った生徒等に対する指導又はその保護者に対する助言を継続的に行うものとする。
- 3 学校は、必要があると認めるときは、いじめを行った生徒についていじめを受けた生徒が使用する教室以外の場所において学習を行わせる等いじめを受けた生徒その他の生徒が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を講ずるものとする。
- 4 学校は、教職員が支援又は指導若しくは助言を行うに当たっては、いじめを受けた生徒の保護者といじめを行った生徒の保護者との間で争いが起きることのないよう、いじめの事案に係る情報をこれらの保護者と共有するための措置その他の必要な措置を講ずるものとする。
- 5 学校は、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは所轄警察署と連携してこれに対処するものとし、学校に在籍する生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切に、援助を求めるものとする。

(校長及び教員による懲戒・指導)

第九条 校長及び教員は、学校に在籍する生徒がいじめを行っている場合であって教育上必要があると認めるときは、学校教育法第十一条の規定に基づき、適切に、当該生徒等に対して懲戒を加えるものとする。

- (1) 生徒の心身の安全が保証されない等の恐れがある場合については、いじめ防止委員会と生徒指導委員会が連携し特別指導等を検討し、校長の判断でこれを行う。特別指導は、本人の懲戒という観点からではなく、学校の秩序を維持し他の生徒の教育を受ける権利を保障するという観点から設けるものであることを、生徒、保護者に周知する。

第四章 重大事態への対処

(学校による対処)

第十条 学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生を防止するため、速やかに、組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態を明確にするための調査を行うものとする。

- (1) いじめにより学校に在籍する生徒等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

重大事態

ア 生徒が自殺を企図した場合

イ 身体に重大な傷害を負った場合

ウ 金品等に重大な被害を被った場合

エ 精神性の疾患を発症した場合

- (2) いじめにより学校に在籍する生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

2 学校は前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた生徒及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

- (1) 重大事態発生時の緊急会議等

ア 構成員

校長、教頭、生徒指導主事、生徒指導部いじめ担当、関係学年主任、担任、

関係学年職員、関係工業科主任

必要に応じて、教育相談担当、養護教諭、部活動顧問等

イ 重大事態が発生した場合の対応

(ア) 学校内及び教育委員会への報告、連絡

発見者→担任→学年主任→生徒指導主事→教頭→校長
校長→危機管理担当→教育長→知事
→児童生徒課（二報以後の対応）

※緊急時、臨機応変に対応する。

- (イ) 必要に応じて警察および関係機関へ通報し、連携を図る
- (ウ) 学校いじめ対策組織の招集
- (エ) 具体的な調査方法の検討

第五章 雑則

（学校評価における留意事項）

第十一条 学校の評価を行う場合においていじめの防止等のための対策を取り扱うに当たっては、いじめの事実が隠蔽されず、並びにいじめの実態の把握及びいじめに対する措置が適切に行われるよう、いじめの早期発見、いじめの再発を防止するための取組等について適正に評価が行われるようにしなければならない。

- (1) 本校は「学校いじめ防止基本方針」をホームページで公表するものとする。
- (2) いじめ防止委員会は、年度毎にいじめに関する調査や分析を行い、これに基づいた対応をとる。
- (3) 学校評価委員会は、年度毎にいじめ問題への取組を保護者、生徒、所属職員等で評価する。
- (4) いじめ防止委員会は、年度毎に「学校いじめ防止基本方針」の見直し・策定を行う。
- (5) 「学校いじめ防止基本方針」は、教職員、生徒等から幅広く意見を聴取して方針を策定する。
- (6) いじめ防止に関する学校連絡先
 - ・ 郵送 〒263-0024
千葉県稲毛区穴川4-11-32
 - ・ 電話 043-251-4197
 - ・ ファクス 043-251-9717
 - ・ 電子メール アドレス：keiyo-th@chiba-c.ed.jp

平成26年度策定

平成27年度一部改定

平成28年度一部改定